

# 千葉県「社員いきいき！元気な会社宣言企業」メーリングリスト運営要領

平成28年1月4日一部改正

## (趣旨)

第1条 この要領は、千葉県「社員いきいき！元気な会社宣言企業」に係るメーリングリスト（以下、「宣言企業メーリングリスト」という。）の運営について、必要な事項を定める。

## (用語の定義)

第2条 この要領で使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- ア メンバ 宣言企業メーリングリストを利用するユーザーをいう。
- イ 投稿 宣言企業メーリングリストの電子メールアドレスに、電子メールを送信することをいう。
- ウ システム 千葉県の電子メールシステムをいう。

## (目的)

第3条 宣言企業メーリングリストは、千葉県「社員いきいき！元気な会社宣言企業」の相互の情報交換に利用することとし、目的を逸脱した利用をしてはならない。

## (管理者)

第4条 宣言企業メーリングリストの管理者は、千葉県商工労働部雇用労働課長とする。

- 2 管理者は、宣言企業メーリングリストの開設・廃止、メンバの登録・脱退・削除等の宣言企業メーリングリストの管理運営を行うものとする。
- 3 管理者は、システムの保守等のため、宣言企業メーリングリスト利用の一時的な運用停止等を行うときは、原則としてあらかじめメンバに周知するものとする。ただし、システムに障害が発生した場合はこの限りでない。

## (メンバの資格)

第5条 宣言企業のメーリングリストに参加できる者は、次に該当するものとする。

- ア 管理者の指定する千葉県職員等
- イ 社員いきいき！元気な会社宣言企業が指定した者
- ウ 管理者が特に定めた者

## (メンバの電子メールアドレス)

第6条 宣言企業メーリングリストに登録できる電子メールアドレス（以下、「アドレス」という。）は、メンバ本人のみが使用できるアドレスとする。ただし、複数の者が共有するアドレスについては、管理者が業務上必要と認め、メンバから当該アドレスを共有する者全員の名簿等の提出があった場合は、この限りでない。

- 2 他のメーリングリストのアドレスは登録できないものとする。

(参加)

第7条 宣言企業メーリングリストへの参加を希望する者は、管理者に対し、書面又は電子メールにより申し出るものとする。

2 管理者は、前項の申し出を受け付けたときは、メンバとして登録するとともに、申出者にその旨通知するものとする。

3 管理者は、第1項の申し出が適当と認めないときは、その理由を付して、書面により、申出者にその旨通知するものとする。

(交換する情報)

第8条 宣言企業メーリングリストに投稿できる情報は、次によるものとする。

ア 宣言企業間の情報交換に関すること。

イ 宣言企業メーリングリストの運営上必要な情報提供、意見発表等に関すること。

(投稿された発言の取扱い)

第9条 投稿された発言は、投稿したメンバの個人的な意見とみなし、当該メンバの所属する団体等を代表するものではないものとする。ただし、当該メンバの所属する団体等の長の許可があり、その旨を当該電子メールに記載した場合は、この限りではない。なお、その発言等に管理者は責任を負わない。

(メンバのセキュリティ)

第10条 メンバは、利用するコンピュータ等の機器にコンピュータウイルス対策等のセキュリティ対策を施し、適正な環境で宣言企業メーリングリストを利用しなければならない。

2 他のメンバのアドレスや氏名等の個人情報を第三者に漏洩してはならない。

3 宣言企業メーリングリストに投稿された情報を投稿者の許可なく公開してはならない。

4 投稿にあたっては、送信先のアドレスが正規の送信先(宣言企業メーリングリストのアドレス)か否かを確認しなければならない。

5 投稿にあたっては、その内容に著作権等を侵害する記述を含んではならない。

6 次に掲げる内容の電子メールを投稿してはならない。

ア 公序良俗に反すること。

イ 他人等への誹謗中傷

ウ 目的外の利用(営利、宗教、勧誘等)

エ チェーンメール

オ 個人情報

カ 第8条に規定した情報以外の情報

7 宣言企業メーリングリストのアドレスは、メンバ以外に公開してはならない。

(形式等)

第11条 投稿する電子メールの形式等は、次によるものとする。

- ア テキスト形式とする。
- イ 件名は必ず付けるものとする。
- ウ 本文にメンバの署名を付すものとする。
- エ 機種依存文字は使用してはならない。
- オ 添付は、本文に記述するとその主たる目的が達成できない場合に限るものとし、必ず圧縮するものとする。
- カ 容量は、1MBを超えてはならない。

(アドレスの変更)

第12条 メンバは、アドレスを変更したときは、書面又は電子メールにより、管理者に申し出るものとする。

- 2 管理者は、前項の申し出を受け付けたときは、メンバのアドレスを変更登録するとともに、申し出た者にその旨通知するものとする。

(脱退及び削除)

第13条 メンバは、宣言企業メーリングリストから脱退しようとするときは、書面又は電子メールにより、管理者に申し出るものとする。

- 2 管理者は、前項の申し出を受け付けたときは、宣言企業メーリングリストから削除するとともに、申し出た者にその旨通知するものとする。
- 3 管理者は、次の行為を行ったメンバを宣言企業メーリングリストから削除することができるものとする。
  - ア 第10条の規定に違反したとき。
  - イ その他、管理者が不適正利用であると判断したとき。
- 4 管理者は、前項の規定により削除したメンバに対し、書面により削除理由を付して通知する。

(運営障害発生時等)

第14条 メンバは、コンピュータウイルスの発見、メンバ以外の者のメーリングリストの利用等、宣言企業メーリングリストの運営に支障を来すような障害が発生したことを確認したときは、管理者に速やかに連絡するものとする。

(宣言企業メーリングリストの廃止)

第15条 管理者は、宣言企業メーリングリストを廃止することができるものとし、廃止するときは、事前にメーリングリストによりメンバに通知するものとする。

(免責)

第16条 管理者は、宣言企業メーリングリストの廃止、削除やメンバの脱退に関し、メンバ及び第三者に対して一切責任を負わないものとする。

2 メンバの本規約に反する行為、もしくはメンバによる第三者の権利侵害に起因、又は関連して生じた問題については、メンバの責任等において解決するものとし、管理者は、一切の損害について賠償責任を負わないものとする。

3 管理者は、システムの保守等のため、宣言企業メーリングリストの利用が一時的に停止された間の投稿について、一切責任を負わないものとする。システムに障害が発生した場合についても同様とする。

附 則

この要領は、平成19年3月8日以降の、千葉県の電子メールシステムを管理する千葉県総務部情報政策課長から宣言企業メーリングリストの開設の決定の通知があった日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月4日から施行する。